

別表（第5条関係）

補助額は以下のとおりとする。

	宿泊旅行商品のみの場合			宿泊旅行商品+ $\alpha$ (交通、アクティビティ、観光施設利用) の場合	
	補助率	補助上限額		補助率	補助上限額
		日曜～木曜日、祝日泊	金曜、土曜および祝前日泊		
旅行会社	80%	8,000 円	5,000 円	80%	16,000 円
OTA	80%	6,000 円	3,000 円		

補助要件

1. 宿泊旅行商品+ $\alpha$ については以下のとおり条件を設ける。

宿泊に加え、以下 (A) ～ (D) のいずれかより原則異なる2つを組み合わせることを補助要件とする。ただし、宿泊旅行商品+ $\alpha$ の商品代金が20,000円以上の場合はこの限りではなく、1つのみも可とする。

- (A) 交通（バス・タクシー・レンタカー）
- (B) 有料観光施設（施設内の飲食を含む）
- (C) 体験・アクティビティ
- (D) 交通（航空・船舶）

なお、宿泊施設以外での飲食も補助対象とする。

2. 補助金交付額の内、宿泊旅行商品+ $\alpha$ を6割以上販売すること
3. 宿泊旅行商品を利用する代表者はRICCAの登録を行うこと